

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県本庁舎修繕業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の４に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和８年３月１１日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県本庁舎修繕業務委託
- (2) 委託内容 宮崎県本庁舎の修繕業務
- (3) 履行場所 宮崎市橘通東他
- (4) 契約期間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
- (5) 最低制限価格
最低制限価格を宮崎県財務規則(昭和３９年宮崎県規則第２号。)第１２８条第１項に基づく範囲内(予定価格の１０分の６以上)の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、入札参加資格確認申請書提出期限時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和５４年１月１２日告示第４１号。以下「要綱」という。))第２条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 県内に本店又は支店(営業所を含む。)を有する者であること。
- (4) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第９条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 建築士法(昭和２５年法律第２０２号)第２条第２項に規定する一級建築士若しくは同条第３項に規定する二級建築士又は建設業法施行令(昭和３１年政令第２７３号)第３４条に規定する建築施工管理の技術検定に合格した者を委託業務の従事者としてすることができる者であること。
- (7) 令和７年度において当該入札に係る物件を受託し、誠実に業務を履行している者、又は過去２箇年度の間に宮崎県内に所在する事業所若しくは共同住宅等において修繕管理業務契約を１回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。なお、本業務委託の入札の場合においては、建設業法(昭和２４年法律第１００号)第３条に基づく建築一式工事の許可を有し、かつ、過去２箇年度の間に国又は地方公共団体が発注した建築一式工事の請負契約を１回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者は、本入札に参加する者に必要な資格を有するものとする。
- (8) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法(平成１７年法律第８９号)第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成１８年法務省令第１２号)第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成１１年法律第２２５号)第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成１４年法律第１５４

- 号) 第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札等の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (9) 365日(24時間)の緊急連絡体制が整備され、緊急時等において、速やかに業務が実施できること。

4 担当部局

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎保全担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985-24-0540

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。
- ア 入札参加資格確認申請書の様式 別紙様式第1号のとおり
- イ 提出期間
令和8年3月11日(水)ら令和8年3月18日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に提出すること。
なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- ウ 提出場所 4に同じ
- エ 提出部数 1通
- オ 提出方法
申請書等の提出は、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は持参による。電送によるものは受け付けない。
- (2) 入札参加資格確認資料は次のとおりとし、アに係る証する書面は6か月以内、イ及びウについては入札参加資格確認資料提出日時点のものとする。
- ア 宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し
- イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士若しくは同条第3項に規定する二級建築士又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し
- ウ 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の宮崎県内に所在する事業所又は共同住宅等に係る修繕管理業務の委託業務・工事請負履行証明書(第3の(7)後段に規定する資格要件により申請する場合は、建築業法に基づく建築一式工事の

許可を証する書面の写し及び国又は地方公共団体が発注した建築一式工事の請負契約に係る委託業務・工事請負契約履行証明書）（別紙様式第2号）

- (3) 入札参加資格確認結果は、令和8年3月19日（木）までに書面により通知する。

- (4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。

6 入札参加資格確認に対する異議申立

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立ができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 4に同じ

ウ 提出方法

書面の提出は、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参による。電送によるものは受け付けない。

- (2) 異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

7 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

8 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受付期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 受付場所 4に同じ

ウ 提出方法

書面の提出は、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参による。電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、県ホームページへの掲載又は書面による回答書により提出した入札参加有資格者に通知する。なお、回答書は財産総管理課庁舎保全担当で閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 4に同じ

イ 閲覧期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

9 入札

入札に参加する者は、別紙様式第3号による入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 4に同じ

- (2) 提出期限

令和8年3月24日（火） 午後5時

- (3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。日付の誤りがある場合は無効となるため、留意すること。

- (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出するものとする。なお、入札書の提出においては、5(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付されていないものは受付できない。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も同様に別にして郵送用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第4号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月25日開封《宮崎県本庁舎修繕業務委託》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「3月25日開封《宮崎県本庁舎修繕業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10 開札

- (1) 開札の日時 令和8年3月25日（水） 午後4時00分
- (2) 開札の場所 宮崎県庁本館1階会議室
- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

11 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、

その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

13 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

15 その他

- (1) この競争入札は、当該業務に係る令和8年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) この競争入札の落札者は、発注者の指示により令和8年4月1日付けで契約を結ばなければならない。

別紙様式第 1 号（入札説明書第 5 関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました宮崎県本庁舎修繕業務に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、入札参加資格確認申請の日において、国土交通大臣又は都道府県知事より、建設業法第 28 条第 3 項及び第 5 項に定める営業停止処分又は同法第 29 条に定める許可の取消し処分を受けていないことを誓約します。

記

- 1 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し
- 2 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士若しくは同条第 3 項に規定する二級建築士又は建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条に規定する建築施工管理の技術検定に合格した者であることを証する書面の写し
- 3 本物件の当該年度に係る契約書の写し、又は過去 2 箇年度の間の宮崎県内に所在する事業所又は共同住宅等における修繕管理業務契約の委託業務・工事請負履行証明書（別紙様式第 2 号）。なお、要領第 5 の 5 後段に規定する資格要件により申請する場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築一式工事の許可を証する書面の写し及び国又は地方公共団体が発注した建築一式工事請負契約に係る委託業務・工事請負契約履行証明書（別紙様式第 2 号）

別紙様式第 2 号（入札説明書第 5 関係）

委託業務・工事請負契約履行証明書

契約年月日	契約金額	業務名 及び 業種	場所・施設名	期間
年 月 日	円			年 月 日 ～ 年 月 日

受注者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

上記業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

入 札 書 （委 託）

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	宮崎県本庁舎修繕業務委託									
受託の場所	宮崎市橘通東他									
期 間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで									
入 札 保 証 金 額	宮崎県財務規則第 1 0 0 条第 2 項第 2 号により免除									
上記の金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。 令和 8 年 月 日 住所 入札人 氏名 印 宮崎県知事 河野 俊嗣 殿										

入札条件等確認済

委任状

私は、都合により
（使用印鑑）を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 受託の内容 宮崎県本庁舎修繕業務委託
- 受託の場所 宮崎市橘通東他

令和8年 月 日

住 所
名 称
氏 名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

代理人の職名又は本人との関係

委 任 状

使用印鑑

私は、（ ）を代理人と
定め貴県が令和8年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 契約金（請負代金）を請求ならびに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 宮崎県本庁舎修繕業務委託
場 所 宮崎市橘通東他
- 8 委任期間 令和8年3月 日から令和9年3月31日までとする。

令和8年3月 日

住 所

名 称

氏 名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

※ 委任事項は、適宜補正してください。